



～商工会は 行きます 聞きます 提案します～

# 甲賀市商工会報

## 12月号

2018年12月 1日

発行：甲賀市商工会  
電話 0748-62-1676  
FAX 0748-63-1052

## 大盛況！！「こうか商工まつり 2018」

会員企業と地域住民が交流する“秋のイベント”「こうか商工まつり」

去る10月21日、「こうか商工まつり 2018」を盛大に開催いたしました。天候にも恵まれ秋晴れの下、約5,000人の方にご来場いただきました。

趣旨に賛同しご協力頂いた多くの事業所が、甲南第一地域市民センター全体に出展ブースを広げ、予想外の来場者数にもご対応頂き、大盛況のうちに閉会いたしました。

準備に運営にと多くの方にご支援、ご協力頂き誠に有り難うございました。また、開会に際し、ご挨拶いただきました岩永市長はじめ、参加出展し、こうか商工まつりを大いに盛り上げて下さった多くの皆様方に、心よりお礼申し上げます。



あなたの‘想い’をカタチにする

### 事業計画策定セミナー

企業の持続的発展・成長のためには事業計画が重要となります。このセミナーでは、今後の事業の方針となる「事業計画」の考え方・作り方について、わかりやすく解説いたします。事業計画を策定することで事業の将来像を明確化できます。また、『小規模持続化補助金』や『ものづくり補助金』の申請にも活用できる内容となっております。

時間 19:00～21:00

定員 30名

参加費 会員：無料

非会員：3,000円

※セミナー初日に集金

対象者 中小企業の経営者

個人事業主

後継者の方

場所 甲賀市商工会

締切 12月21日(金)

セミナー開催日(3回)

1回目 1月17日(木)

2回目 1月22日(火)

3回目 1月24日(木)

個別相談会

1月29日(火)・31日(木)

(各日 13:00～17:00)

### 『定例専門相談会』開催中

皆様が日頃抱えている経営上の様々な問題・課題の解決を図るため、専門的な知識や実務経験を持つ専門家による相談会を定期的実施しています。

相談料は無料です。初歩的なことでも構いませんので、お気軽にご相談ください。

	金融個別 相談会	弁理士による 相談会	WEB制作/ インバウンド市場 開拓相談会
	13:00～ 16:00	13:30～ 16:30	13:00～ 16:00
12月	17日(月)	11日(火)	19日(水)
1月	15日(火)	8日(火)	16日(水)
2月	15日(金)	12日(火)	20日(水)
3月	15日(金)	12日(火)	20日(水)

※事前予約制 TEL 62-1676まで、お電話でお申し込みください。

# 甲賀流忍者大祭2018

忍者大祭実行委員会は2018年11月の大祭開催に向けて年度初めに発足しました。

甲賀流忍者大祭2018は、甲賀市商工会青年部の各委員会をイベント、ステージ、出店PR、広報、総務の部会制に分類し、大祭の成功を目指しました。

大祭当日は晴天に恵まれ、青年部員の英知と結束により考え出されたイベントに来場者の方々には満足していただけるものになったと思います。そして、青年部活動にはまだ無限の可能性を感じる一日となりました。

今回、この祭りに携わっていただきました方々、また来場いただきましたたくさんの皆様、誠にありがとうございました。これからもイベント等を通じて、地域の方々に貢献できるように青年部一丸となって取り組んで参ります。

最後になりましたが、本大会を開催するにあたりご支援、ご協力、更には多くのご協賛をいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

今後とも、青年部活動へのご支援ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

忍者大祭実行委員会 実行委員長 中島 裕介



ご協力ありがとうございました

## 働き方改革関連法が成立しました！

社会全体で、働き方を見直し、一億総活躍社会の実現を目指しましょう。

①働き過ぎを防ぎ、働く方々の健康を護り、多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現することができるようにします。  
(施行期日2019年4月1日)

②同一企業内における正規雇用と非正規雇用の間にある不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても「納得」できるようにします。(施行期日2020年4月1日)

【※中小企業は適用猶予期間があります】  
詳細については下記へ、お問い合わせください。

【問合せ先】滋賀労働局  
〒520-0806 大津市打出浜14番15号

- ①労働基準部監督課  
TEL 077-522-6649
- ②雇用環境・均等室  
TEL 077-523-1190

## 退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

### 制度の特長

- ① 経営者のための退職金制度
- ② 掛金は全額所得控除
- ③ 受取時も税制メリット

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください



中小機構

TEL:050-5541-7171(共済相談室)

小規模共済

検索

## 甲賀市商工会

本所	甲賀市水口町水口 5577-2	☎ 0748 (62) 1676	FAX 0748 (63) 1052
土山支所	甲賀市土山町北土山 1737	☎ 0748 (66) 0354	FAX 0748 (66) 0994
甲賀支所	甲賀市甲賀町相模 173-1	☎ 0748 (88) 2370	FAX 0748 (88) 5391
甲南支所	甲賀市甲南町野田 810	☎ 0748 (86) 2016	FAX 0748 (86) 5818
信楽支所	甲賀市信楽町長野 1142	☎ 0748 (82) 0873	FAX 0748 (82) 3117